離婚協議書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）、〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲乙間の婚姻の解消に関する件（以下「本件」という。）について、以下のとおり合意する。

（離婚の合意）

第１条 甲及び乙とは、本日、協議離婚すること及び乙がその届出を速やかに行うことを合意した。

（親権）

第２条 甲乙間の長女〇〇（平成〇〇年〇〇月〇〇日生）の親権者・監護者を乙と定めて、乙において監護養育することとする。

（養育費）

第３条 甲は乙に対し、前記子の養育費として、平成〇〇年〇〇月から２０歳に達する日の属する月まで、１か月〇万円の支払い義務のあることを認め、これを毎月末日限り乙が指定する口座に振込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

２　前記子が大学またはこれに準ずる高等教育機関（以下「大学等」という。）に進学した場合、前項の養育費の支払いは、前記らが大学等を卒業する月まで行うものとする。

３　前記子の高校・大学等進学、事故又は病気など特段の事由により通常の養育費を上回る時は、甲は別途その必要費用を乙に支払うものとする。

（面会交流）

第４条 乙は、甲が前記子と毎月１回程度面会交流することを認める。

２　面会交流の具体的な日時及び場所については、前記子の福祉に配慮して、甲及び乙が協議して定める。

（慰謝料）

第５条 甲及び丙は、乙に対し、慰謝料として、連帯して金〇万円の支払義務のあることを認め、これを平成〇〇年〇〇月末日限り、乙の指定する口座に振込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

（財産分与）

第６条 甲は乙に対し、財産分与として金〇の支払義務の存することを認め、これを一括して、平成〇〇年〇〇月末日限り、乙の指定する口座に振込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

（年金分割）

第７条 甲は乙に対し、甲乙の婚姻期間中における双方の年金分割の割合を０．５とすることに合意し、その年金分割に必要な手続に協力することを約束する。

（精算条項）

第８条 甲及び乙は、以上をもってすべて解決したものとし、今後、財産分与、慰謝料等名目の如何を問わず、相互に何らの財産上の請求をしないことを約する。

（公正証書）

第９条 甲及び乙は、本件離婚協議書と同趣旨の強制執行認諾文言付公正証書を作成することに合意した。

　以上の合意成立を証するため、本書二通を作成し、甲乙が署名捺印の上、各自一通を保有する。

平成〇年〇月〇日

（甲）住所：

氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（乙）住所：

氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※離婚後妻が苗字を旧姓に戻す場合でも、婚姻中に離婚協議書を作成する場合は、婚姻中の苗字で記載します。離婚協議書が２枚以上になる時は割印が必要です。